

講じた措置の内容

平成 17 年 10 月 17 日付け監査の結果において、過払い額として勧告がなされた設計金額に、設計金額に対する契約金額の率及び消費税率を適用した金 53,791,500 円を、平成 17 年 10 月 19 日付けで請負者に対し返還を求め、平成 17 年 11 月 2 日に収納しました。